

府子本第 384 号  
子発 0331 第 6 号  
令和 5 年 3 月 31 日

都道府県知事  
各 指定都市長 殿  
中核市市長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
厚生労働省子ども家庭局長

「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」の一部改正について（通知）

事業所内保育事業については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条第 1 項に基づく確認を受けた場合、地域型保育給付の対象とされているところであるが、事業所内保育事業の従業員枠については、当該事業所の従業員等に対する福利厚生等の側面があり、当該事業所内保育事業所所在地以外の複数の市町村から常態的に保育利用されることが考えられるなど、他の保育利用と異なる取扱いが想定されるため、その運用上の取扱いを「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」（平成 26 年 12 月 25 日付け府政共生第 1208 号・雇児発 1225 第 9 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）において示していたところである。

今般、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）において子ども・子育て支援法等の改正がなされたことを踏まえ、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、十分御了知の上、貴管内市区町村に周知するとともに、関係部局及び市区町村と連携の上、その運用に遺漏のないよう配慮願いたい。